

県南広域振興局長告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成19年1月16日

県南広域振興局長 酒井俊巳

- 1 工区に含まれる地域の名称 1工区 奥州市水沢区佐倉河字矢中35番1、36番1、37番1、42番の一部、43番の一部、44番、45番、46番及び47番、字蟹沢74番1の一部、75番の一部、76番1の一部、76番3、76番4及び76番6並びにこれらの区域に介在する認定外水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市南仙北一丁目15番12号 株式会社ランデック都市開発